

「三セク改革 四割未定」「対応遅れ浮き膨り」(東京新聞平成二五年八月一日朝刊)、「三セク債、発行期間延長」「破綻処理遅れ来年度も」(日本経済新聞平成二五年八月三日朝刊)。

公営企業や特別法に基づいて設置された公社、さらには自治体が損失補償を行っている民間法人の中に、慢性的な赤字が続き、債務の償還が危ぶまれるものが多数生じてきたことから、そのような公営企業の廃止、公社の解散又は事業の一部の廃止、第三セクタ一の解散又は事業の再生(「三セク改革」と称される)のために経費を支出することが当該自治体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合に、当該経費の財源に充てるために、特別の地方債(「三セク債」と称される)を起こすことが認められているが、それを発行できる期限は本年度限りとなっている。冒頭の新聞の見出しは、それにもかかわらず、三セク改革が進んでいないこと、三セク債の発行が認められる期限を延長しようとする動きがあることを知らせるものである。

三セク債の発行が認められた最初の年度の前

新・弁護士月記 18



三セク改革

橋本 勇

年度(平成二〇年度)末における状況をみると、經常赤字のものが二、七八三法人(公営企業を含まない。以下同じ)、債務超過のものが四〇九法人であったのに対し、最終年度の前年度(平成二四年度)末においては、經常赤字のものが二、七〇一法人(二・九%減)、債務超過のものが三一四法人(二・三・二%減)となっている(いずれも速報値)。これを金額で見ると、經常赤字額が一、〇七九億円から七八七億円(二七・一%減)、債務超過額が三、七〇五億円から二、七一二億円(二六・八%減)と、いずれも四分の一強減少している。また、三セク債の平成二五年度第一次分同意等予定額は公社が五二件、三、

がなされているのであるが、この評価には異論もあるところだろう。

ところで、三セク債を発行し、それによる収入を財源として三セク改革を行うということは、第三セクター等の債務を一般会計の債務に付け替えるということでもある(債務の額自体を縮減することはほとんど期待できない)。三セク債の発行が当該自治体の将来における財政の健全な運営に資するということは、直接的には、三セク改革によって、赤字を垂れ流し、将来的な一般会計の負担を増加させることを防ぐことであるが、それを公債費として顕在化させることによって、財政上のリスクを目に見えるものにし、財政規律を確かなものとするのが期待されるといふ意味もあるように思われる。

いずれにせよ、財政力がある自治体は、三セク債の発行の可否に関係なく、独自の判断で対処していくべきことは当然であるし、それ以外の自治体であっても財政的リスクの有無と程度について自ら責任をもって判断するということがあってもおかしくないと思う。今回の三セク改革は、国(総務省)の発意によって進められているように感じられるのであるが、依然としてパターナリスティックな関与を必要とする地方自治とは何かということも考えさせられる。

(弁護士)